

令和2年度以降 大井川水系大井川

砂利等の採取に関する規制計画について

中部地方整備局

静岡河川事務所

## 1. 対象区間

種 別	河川名	起 点	終 点	延 長
幹 川	大井川	－ 0 . 4 k m － 2 1 0	2 4 . 0 k m ＋ 2 0 0	2 4 . 8 2 k m

## 2. 規制の方針

大井川においては、昭和40年5月承認の「砂利採取基本計画」及び昭和43年8月承認の「規制計画」により、昭和48年まで低水路を開削し水路の固定化を計りつつ、河川砂利の計画的な採取を実施してきた。

この間の河川の状況は、上流に建設されたダム群の影響等により河床は年々低下の傾向となり河川管理施設等への影響を考慮する必要が生じてきた。

このため、河川砂利は建設事業の重要かつ貴重な基礎資材として、安定的に供給することが要請されていることを考慮し、過去の河川砂利採取の推移をふまえ、昭和49年度からは工事実施基本計画を基に河川管理施設、許可工作物の状況及び改修工事の進捗状況を勘案し、「特定採取計画」区間を定め、砂利採取業者において河川管理上の支障を排除するため対策工事を実施することを条件として平成11年度まで砂利等の採取を計画的に行ってきた。

現状の大井川低水路の平均河床高は、ほぼ計画河床高付近となっており部分的には計画河床高を下回っている箇所もある。また、最深河床高でみると、全川の計画河床高から1～3m程低い、18.8kmから上流では計画河床高より5m近く低い箇所もある。

大井川に架かる道路橋、鉄道橋等の橋脚基礎等は露出しており、これら施設への影響が懸念される。また、低水護岸、高水護岸基礎が出水により被災した事例もあり、これ以上の河床低下をした場合は大きな災害につながる恐れがある。さらに、大井川から流出する砂・砂利によって形成された駿河海岸の侵食が進んでいる。

平成12年度以降直轄管理区間での砂利採取を全面禁止し河床の回復を図ることとしたが、大井川は急流網状河川であるため中州の発達による偏流により低水護岸や河岸が度々災害を受けていることから治水上支障となる中州の減少を図り低水路の安定が必要となっている。

現状も大きな河床高さの回復は見込めないことから前回の規制計画を基本的に踏襲し、直轄管理区間の規制計画を下記のとおり定める。

なお、近年の労働環境を鑑み、河川への影響が「手拾い」と同等と認められる施工方法についても許可できるよう、前回の規制計画では「手拾いのみ」としていたところを「原則手拾い」と変更した。

- 1) 採取は、原則手拾いとする。
- 2) 採取物は、原則として栗石程度（径100mm以上）とする。
- 3) 採取区間は、保安区域を除く直轄管理区間河道内において、計画河床以上の高さの場所で、表面より深さ30cm程度とする。
- 4) 採取箇所については、モニタリング調査を行い中州の状況を把握し年度毎に選定する。なお、適切な採取箇所が存在しない場合はモニタリング調査を中止する。

### 3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

別添掘削基準断面図（標準図）のとおり

### 4. 禁止区域等

1) 禁止区域：大井川橋（16k） から 24.0k+200

※禁止区域内に異常堆積した土砂により流下能力が不足している場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲採取可能とする。

2) 保安区域

横断方向：改修計画の低水護岸法線または現河岸から流心部に向かって、左右岸とも50mの区間を保安区域とする。

縦断方向：蓬莱橋、新幹線橋梁、JR橋梁の上下流500m、その他の橋梁は上下流200m及び大井川用水伏越上下流200m、大井川広域水道伏越上下流200mの範囲を保安区域とする。

※保安区域内に異常堆積した土砂により流下能力が不足している場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲採取可能とする。

### 5. 掘削可能量及び採取可能量

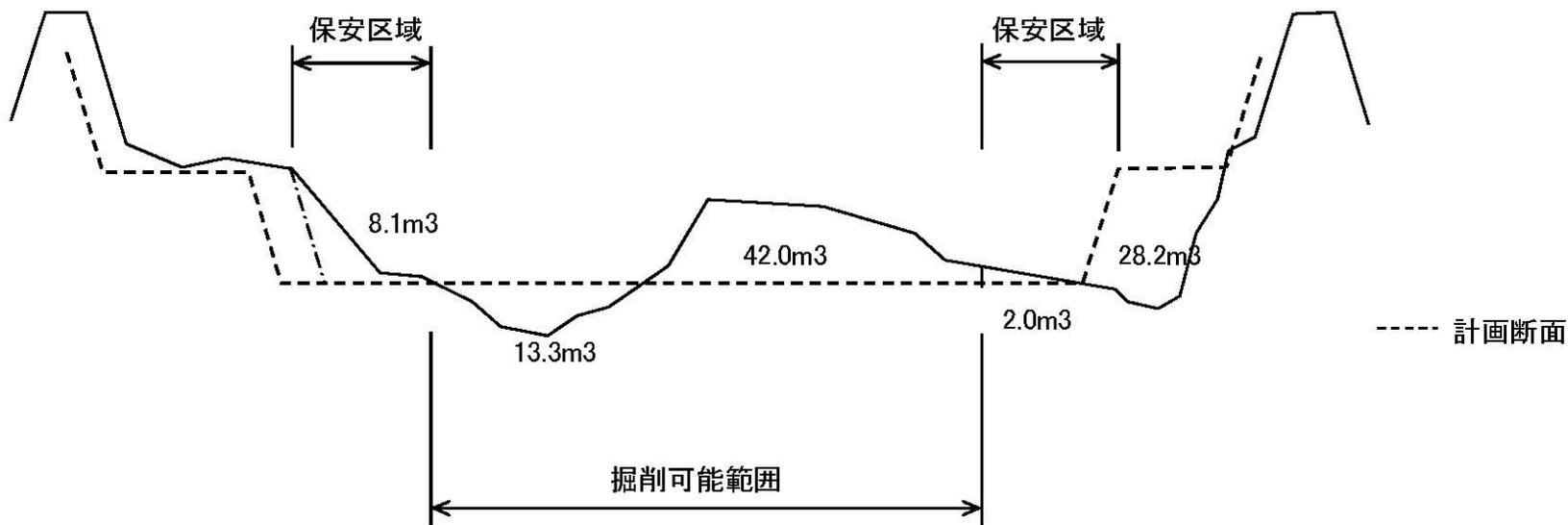
種別	河川名	起点(km)	終点(km)	延長(km)	掘削可能量(千m <sup>3</sup> )	採取可能量(千m <sup>3</sup> )	摘要
幹川	大井川	-0.4-200	16.0k	16.62	45	45	

### 6. 年次計画

河川名	区間		年次計画 (1,000m <sup>3</sup> )																	
			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			計		
	起点	終点	許可 予定量	採取可能量中 の許可予定量	流下 予定量	許可 予定量	採取可能量中 の許可予定量	流下 予定量	許可 予定量	採取可能量中 の許可予定量	流下 予定量	許可 予定量	採取可能量中 の許可予定量	流下 予定量	許可 予定量	採取可能量中 の許可予定量	流下 予定量	許可 予定量	採取可能量中 の許可予定量	流下 予定量
大井川	-0.4k-200	24.0k+200	9	9	—	9	9	—	9	9	—	9	9	—	9	9	—	45	45	—

(別添) 掘削基準断面図 (標準図)

### 掘削基準河床および掘削基準断面(標準図)



※上記の場合、掘削可能量は42.0m³となる。